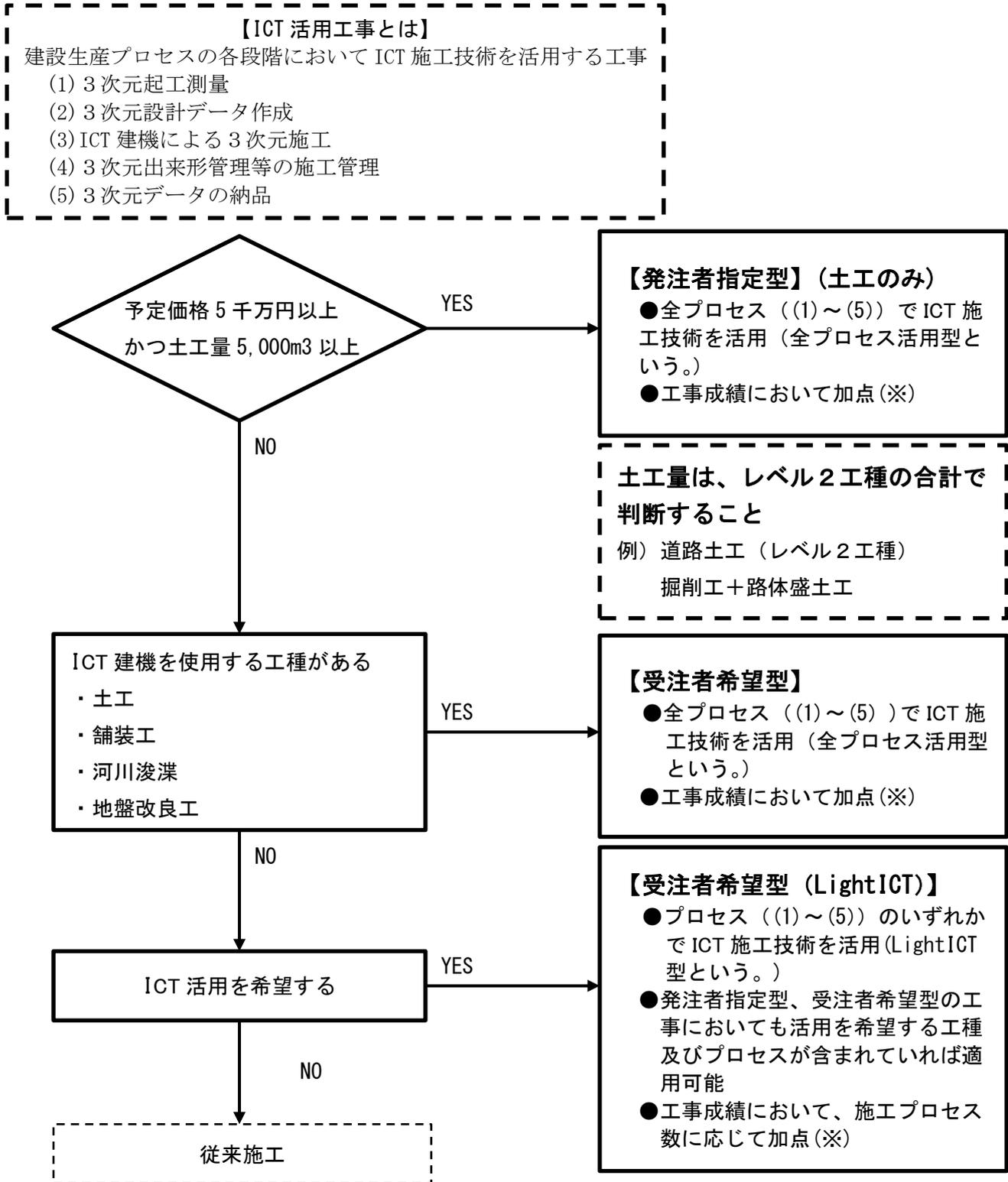


鳥取県県土整備部 ICT 活用工事実施要領【概要版】



発注フロー図

※土木工事共通仕様書 3-1-1-13「創意工夫等」に基づく資料の提出が必要

1 対象工種

- (1) 発注者指定型：土工
- (2) 受注者希望型 (LightICT を含む)：受注者が ICT 活用を希望する全工種（維持工事など発注者が相応しくないと判断した工事は除く。）

2 実施方法

- (1) 発注者指定型：ICT 活用工事特記仕様書（発注者指定型）を添付し、発注時から ICT 土工に係る費用を計上。
- (2) 受注者希望型：現場説明書に最新の「ICT 活用工事特記仕様書（受注者希望型）」よることを記載しており、添付は不要。契約後に ICT 活用施工の実施を協議。設計変更により、費用計上。
- (3) 受注者希望型(LightICT)
 - ：現場説明書に最新の「ICT 活用工事特記仕様書（受注者希望型）」よることを記載しており、添付は不要。契約後に ICT 活用施工の実施を協議。設計変更により、費用計上。
 - ・プロセス（(1)～(5)）のいずれかで ICT 施工技術を活用するが、起工測量及び設計データ作成で得た 3 次元データは、当該工事におけるその他の作業に活用し生産性向上に資することを条件とする。
 - ・災害復旧工事については、国との調整が必要なため、受注者から希望があった場合、発注機関は技術企画課に協議すること。

3 工事費の積算

土木工事標準積算基準及び ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)の各別紙に基づき積算する。

4 工事成績評定の加点

ICT 活用工事は、工事成績評定の 5. 創意工夫—新技術等活用—「15. 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫。」において加点評価する。